



福岡県医発第 1078 号 (地)

平成 21 年 9 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

「消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の公布について

貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、消防法改正法につきましては、平成 21 年 6 月 3 日付福岡県医発第 490 号 (地) にてご連絡申し上げたところであります。

今般、同改正法の施行を本年 10 月 30 日とする政令が公布されたことを受け、消防庁次長及び厚生労働省医政局長連名により各都道府県知事宛に別添の通知が発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



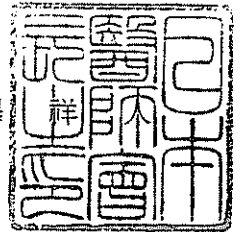
日医発第 503 号 (地 I 105)

平成 21 年 9 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



「消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の公布について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般国会において可決・成立した消防法改正法につきましては、平成 21 年 5 月 28 日付日医発第 204 号 (地 I 48) の文書をもって貴会に通知申し上げたところであります。

今般、同改正法の施行を本年 10 月 30 日とする政令が公布されたことを受け、消防庁次長及び厚生労働省医政局長連名により各都道府県知事等宛に「『消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令』の公布について」の通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知、協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等へ周知いただきますとともに、各都道府県における「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」の策定等につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

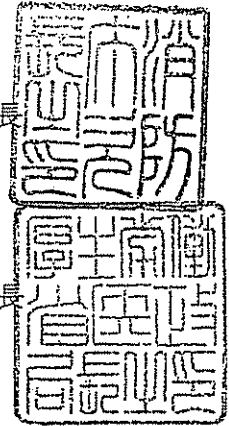


消 防 救 第 1 7 8 号
医 政 発 0 8 1 4 第 2 号
平 成 2 1 年 8 月 1 4 日

社団法人日本医師会会長 殿

消 防 庁 次 長

厚生労働省医政局長



「消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の公布について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事及び各政令指定都市市長宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

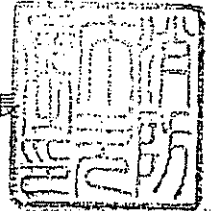
消 防 救 第 1 7 7 号
医 政 発 0 8 1 4 第 2 号
平 成 2 1 年 8 月 1 4 日

各 都 道 府 県 知 事

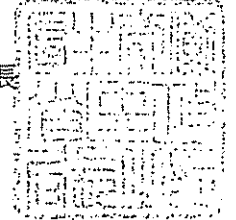
各 政 令 指 定 都 市 市 長

殿

消 防 庁 次 長



厚生労働省医政局長



「消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の公布について

消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 21 年政令第 205 号）が本日公布されました。

つきましては、下記事項について、その運用に配慮されるとともに、都道府県にあっては貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いいたします。

記

消防法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 34 号）の施行期日は、平成 21 年 10 月 30 日とすること。



消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百五号

消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消防法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年十月三十日とする。

総務大臣 佐野 勉
厚生労働大臣 外 添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に附する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百六号

消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に附する政令

内閣は、消防法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十四号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「第三十五條の七第一項」を「第三十五條の十第一項」に改める。

一 非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第二

条第二項第二号

二 消防団員等公務災害補償等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）第三

条第一項

三 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十六條第一項

四 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七

十五号）第四十三條第一項

附 則

この政令は、消防法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十月三十日）から施行する。

内閣総理大臣 麻生 太郎
総務大臣 佐野 勉

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百七号

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十一年十月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は同年九月一日とする。

内閣総理大臣 麻生 太郎
国土交通大臣 金子 一茂

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に附する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百八号

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に附する政令

内閣は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十一号）第五十七條の二第一項第二号イ、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一項第三項第二号、第四項第四号及び第六項、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五條第一項第二号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七條第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（都市再生事業を行う者）がその都市計画の決定又は変更を提案することとができる都市施設」に改める。

第八条中「第十三條第一号二」を「第十四條第一号二」に改める。

第十四條を第十五條とし、第十三條を第十四條とし、第十二條を第十三條とし、第十一條の次に

次の一条を加える。

（都市再生整備推進法人がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設）

第十二條 法第五十七條の二第一項第二号イの政令で定める都市施設は、次に掲げるもの（都市計

画法施行令第九條第二項各号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

一 道路

二 公園、社地又は広場

三 下水道

四 河川その他の水路

五 防水又は防砂の施設

六 都市施設のうち、法第七十四條第三号ロの国土交通省令で定める施設に該当するもの

附則第二項中「第十三條」を「第十四條」に改める。